

規制改革推進会議農林水産ワーキンググループ
提出資料

農 林 水 産 省
令和3年2月

「水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検」の対応状況

実施事項	報告事項	対応状況
a~d, h	<p>1 水産物及び漁業生産資材の流通に関する漁業者への実態調査の結果。</p>	<p>1 調査の実施 [参考資料1 (P2~6)]</p> <p>(1) 令和2年1月22日の農林水産WGにおいて、水産物及び漁業生産資材の流通に関する調査結果及び取引適正化ガイドラインを策定するとの方針を報告したところ、漁業者へ直接アンケートを行うこととの指摘があった。これを踏まえ、漁業者及び養殖業者に対して調査を実施した。 (漁業者及び養殖業者に対しては、連絡先を把握している道府県漁連青年部、漁業団体、養殖団体を通じて実施。)</p> <p>① 漁業者に対しては、令和2年に沿岸漁業及び遠洋・沖合漁業者を対象に、それぞれ31道府県漁連青年部及び11遠洋・沖合漁業団体※を通じて調査表を配布。それぞれ31道府県196経営体及び9団体88経営体から回答があった。</p> <p>※11 遠洋・沖合漁業団体：①(一社)全国巻き網漁業協会、②(一社)全国底引き網漁業連合会、③(一社)日本トロール底魚協会、④日本海かにかご漁業協会、⑤全国さんま漁業協同組合、⑥(一社)全国いか釣り漁業協会、⑦全国かじき等流し網漁業協議会、⑧日本かつお・まぐろ漁業協同組合、⑨全国近海かつお・まぐろ漁業協会、⑩共同船舶(母船式捕鯨、⑪小型捕鯨協会(沿岸小型捕鯨))</p> <p>② 養殖業者に対しては、(一社)全国海水養魚協会を通じ、主要な魚類養殖生産4県(三重、愛媛、長崎、鹿児島)の海面魚類養殖業者を対象に調査票を配布。58養殖業者から回答があった。</p> <p>(2) また、同農林水産WGにおいて、既存の流通業者が合理的な理由のない仲介手数料の徴収に関し、アンケート調査する旨指摘があったことを踏まえ、令和2年2月に産地仲買人140業者に調査票を配布。125業者から回答があった。</p>

2 調査の結果

(1) 漁業 [参考資料1 (P2~4)]

① 水産物の取引上問題があると回答したのは284経営体中40経営体(約14%)、のべ65件だった。

原料価格・物流費・労務費等のコスト増加を反映しない価格決定	27件
客寄せのための納品価格の不当な値引き	7件
短納期での発注、発注のキャンセル	6件
大量発注の際の単価を少量発注の際にも適用される	6件
PB商品をめぐる不利な取引条件の設定	2件
不合理な物流センター使用料等の負担	2件
店舗到着後の不合理な返品等	2件
不当廉売が行われている	2件
受発注後に関する不合理なシステム使用料の徴収	2件
不合理な協賛金(リベート)の負担	1件
物の購入強制	1件

② 生産資材の取引上問題があると回答したのは2経営体(約1%)、のべ3件だった。

一方的に著しく高い価格での資材取引を強制	2件
当該取引相手以外の事業者との資材の取引について禁止する又は承諾を要求する行為	1件

(2) 養殖業〔参考資料1 (P5)〕

① 水産物の取引上問題があると回答したのは58経営体中16経営体(約28%)、のべ27件だった。

短納期での発注、発注のキャンセル	10件
原材料価格、物流費、労務費等のコスト増加を反映しない価格決定	8件
客寄せのための納品価格の不当な引下げ	3件
納品後の不合理な返品等	2件
PB商品をめぐる不利な取引条件の設定	1件
物の購入強制	1件
不当廉売が行われている	1件
その他(浜値値下げのタイミングに合わせて、他社との価格を材料に値下げを強いられる)	1件

② 生産資材の取引上問題があると回答したのは3経営体(約5%)、のべ3件だった。

一方的に著しく高い価格での資材取引を強制	1件
発注した資材以外の資材等の購入強制	1件
その他(ブリを買う見返りに飼料を買わされる・買わないと発注がない)	1件

③ 25経営体(約43%)の生産資材の取引相手が養殖生産物の販売相手にもなる産地商社であり、このうち9経営体が水産物の取引上問題があると回答している。

(3) 産地仲買人〔参考資料1 (P6)〕

合理的な理由のない仲介手数料を要求されたことがあるとの回答が1業者あった。

		<p>3 ガイドラインの作成</p> <p>上記アンケート調査を踏まえ、水産物・水産加工品については、公正取引委員会とも調整しながら独占禁止法や下請法を土台とした「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」を作成しているところ。</p> <p>一方で、養殖業については、上記アンケート調査を踏まえ、公正取引委員会と調整した結果、産地商社による商慣行は、下請法の対象とならず、また、直ちに独占禁止法上の問題があるとはいえないことから、養殖業者と産地商社・販売業者の双方が取り組むべき適正な取引方法等について示す「養殖業に係る適正取引推進ガイドライン」を独自に作成することとした。</p>
	<p>2 調査で明らかとなった問題事例及び是正状況(公正取引委員会との連携状況含む)。</p>	<p>公正取引委員会には調査結果を示し、その内容からは直ちに独占禁止法上の問題があると判断される事例はなかった。まずは不適正な取引を未然に防止するためのガイドラインを策定し、適正取引を推進していくことが重要との見解が示されたことから、水産庁と公正取引委員会が連携して対応していくこととした。</p>
	<p>3 取引適正化のためのガイドラインの検討会で出た意見と反映状況</p>	<p>法律家などの専門家や漁業者等から成る「水産物・漁業生産資材の適正な取引の推進に関する検討会」を設置し、ガイドラインについて検討した。〔委員名簿は参考資料1(P10)〕</p> <p>【水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和2年7月に検討会委員に対してガイドライン案を示し、書面開催の上意見を聴取したところ、委員からは下記のような意見が出され修正を行った。〔資料2〕</p> <p>① ガイドラインが結果として適正な取引を推進するものであるならば、適正な取引とはどのようなものであるかを最初に記載すべきであり、その結果どのような効果があるかを示すべきであるが不明確。</p> <p>→ 第1章1.(2)「適正取引推進ガイドライン策定の目的」にて、本ガイドラインが「今後の水産業の健全な発展に寄与し、同時に豊かな国民生活を実現することを目的とする」旨追記。</p> <p>② 本ガイドラインの対象者は公正な取引の漁業者も含めたフードチェーンに関わる全事業者とするべきではないか。</p> <p>→ 第1章2.(2)「適正取引推進ガイドラインの対象事業者及び対象取引」にて、漁業者から小売業者に至るまでの取引事業者及びその取引関係が包含されるように修正。</p>

③ 第2章.11.(6) 第三者からの仲介手数料等の求めへの対応において、厳しい状態にある販売者に対して「払う方が間違っている＝自己責任」という言い方とならないよう修正すべき。

→ 第2章.11.(6)「真に支払いが必要か事前に慎重に確かめた上で判断すべきである」→「漁業者、加工業者は事前に支払いの有無を慎重に検討の上、不当であると判断できるものについては支払うべきではない」と修正。

④ 漁協が同一漁法内の生産者に対して差別販売手数料を強いている事例も追加するべきではないのか。

→ 販売手数料については、漁協監督指針において、「各組合員を公平に取り扱うなど、適切な方法により行われているか。」や「大口利用者に対する対応の差別化などを行っている場合、その差別等について合理的な説明ができる内容となっているか。」といった点に留意する必要があると示しており、今後とも監督行政庁である都道府県を通じた指導を行っていく。

⑤ 優越的地位にある者との関係上、是正が必要な取引慣行を、抽象的な質問のアンケートによって申告することは實際上困難であると思われるため、検討会を開催して、委員による直接のヒアリングを実施させていただきたい。そのうえで、ガイドラインを策定するべきである。

→ 規制改革推進会議から御紹介頂いたものも含め、漁業者から意見を頂き、以下の内容について、同ガイドライン第2章11にて、これらの行為を行わないよう留意するよう追記。

- ・ 漁協が、販売事業の実施に当たり、組合員に対して、漁協以外に出荷することを制限し、漁協を利用しないことを理由として他の事業の利用を制限する。
- ・ 漁協が水産物を販売している地域の流通業者に対して、組合員と取引しないことを求める。
- ・ 水揚げした水産物をその所属する漁協の販売事業を利用せず、自身で販売（いわゆる系統外出荷）しようとする組合員に対し、漁協は役務を提供していないにもかかわらず、販売手数料を収受する。

【養殖業のガイドライン】

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和2年4月に検討会委員に対してガイドライン案を示し、書面開催の上意見を聴取したところ、委員からは下記のような意見が出され修正を行った。〔資料3〕

① 生産者へのメッセージとして、生産者が取引適正化や協業化の取組について知識を得て、産地商社や売り先に対抗できるようにしていくべきとの趣旨を明確にすべき。

- 冒頭に、ガイドラインの趣旨として「養殖業者と産地商社等の双方が適正な利益を得て、共存共栄の関係を築くために留意すべき事項を示すもの」、養殖業者へのメッセージとして「養殖業者が、本ガイドラインを通じ、適正な取引方法等について理解を深めるとともに、養殖業者間や産地商社等との協業化を進めることにより、経営基盤の強化を図り、養殖業の成長産業化を図ることを期待するもの」との記述を追加。
- ② 産地問屋が養殖業者に対して、餌を販売していることを盾に、他社（産地問屋以外）への養殖魚の販売を禁止することに言及すべき。
- 2（3）「生産資材の取引に関する事項」にて、望ましくない事例として、f「産地商社等が、合理的な理由がある場合を除き、販売した生産資材を使用して生産した養殖魚の他社への販売を禁止すること。」を追記。
- ③ 養殖業者が提供する商品について、産地商社・販売業者が排他条件付取引又は拘束条件付取引に相当するような条件付けをしないようにすることに言及すべき。
- 2（4）「養殖魚の生産・出荷に関する事項」にて、④「産地商社等は、合理的理由なく、他社との養殖魚の取引を禁止・制限することなど養殖業者の事業活動を不当に拘束するような行為を行わないこと」を追記。
- ④ 実際に流通に関与していない者による、合理的理由のない口利き料・仲介手数料の徴収行為について言及すべき。
- 2（5）「その他の取引に関する事項」にて、②「第三者から、合理的な理由がなく、仲介手数料等の支払いを求められた場合は、事前に支払いの有無を慎重に検討の上、不当であると判断できるものは支払うべきではない」ことを追記。
- ⑤ 養殖業者が、産地商社以外との委託生産などの取引の選択肢を持つことができるよう「養殖業と小売業との委託生産のビジネスモデルの推進」について、新たに項目立てをして記載すべき。
養殖業に新規参入しようとする者に対し、種苗・餌料業者が取引に応じないといった行為について言及すべき。
- 3「養殖業者と産地商社・販売業者との協業に関する事項」にて、（5）「産地商社においても、求めに応じ、委託生産の取組の推進・協力を努めること。その際、合理的な理由なく産地商社が取引に応じ

		ないといった行為を行わないようにすること。」を追記。
e	1 海外の漁業生産資材の価格、流通構造	<p>1 国内外における漁船・漁網の価格と流通構造に係る調査を実施。〔参考資料2（P12～16）〕</p> <p>2 調査の結果</p> <p>(1) 漁船</p> <p>① 国内では、漁業者が国内造船所にオーダーメイドで注文することが一般的。</p> <p>② 海外では、中国等の人件費が低い地域において建造価格が低い漁船も存在（総トン数約500～1000トン漁船で約5～26億円）。欧州では、人件費などの建造コストが低いトルコ、中国等で船体の大部分を建造した後、欧州内の造船所で艀装を行うことで建造コストを低減している事例あり。</p> <p>(2) 漁網</p> <p>① 国内では、大型漁網については漁業者が国内漁具メーカーにオーダーメイドで注文（まき網、定置網で規模により約2000万円～4億円）し、小型漁具は漁具販売店を介して国内製造又は海外（東南アジア等）から輸入した既製品を注文。</p> <p>② 海外でも国内と同様に、漁業者が求める品質と価格に応じ東南アジア等から低価格の漁具を輸入するほか、日本製の高性能・高価格な漁網を輸入している事例あり。</p>
	2 漁協や漁連による漁業資材発注取りまとめによる価格の硬直化	<p>1 漁協・漁連の購買事業について、調査を実施。〔参考資料2（P17～19）〕</p> <p>2 購買事業は組合員の事業・生活に必要な物資を供給するもの。漁協は、共同発注による価格低減や、漁業者の意見を反映させた商品開発、改良等の取組を行うほか、代金回収・決済の機能を担っている。（メーカーにとっても、漁協を介すことにより代金回収リスクを回避するメリットあり。）</p> <p>3 7漁連・2県一漁協を対象に、主要資材（漁網、ロープ、A重油）の仕入価格の動向を調査。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁連・漁協はそれぞれの判断で、取引先との間で、主に漁網・ロープは年1回程度、A重油は月2回程度、価格の改定を行っている。 ・ このため、漁連・漁協間で価格は一定ではなく、また、年次変動もある状況。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 価格決定に当たっては、漁業者代表とメーカーが一堂に会して、漁業者の意見を聞きながらメーカーと交渉を行う事例もあった。 <p>4 漁連・県一漁協を対象に、資材の価格低減や品質向上に向けた取組事例を調査。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 共通して使用する資材の規格を統一化し予約とりまとめにより価格を低減する事例や、漁業者ニーズを反映した機器や網、配合飼料等の商品開発等を実施している事例があった。
⇒具体的な取組事例をとりまとめ、水産庁HPで紹介する。・ 価格の低減や業者選定の透明性確保のため、複数の調達先を比較するなど、漁業所得や生産性の向上に向けた購買事業の取組を促進するよう、年度内に漁協監督指針を改正。 |
|--|--|